

# 価格転嫁・取引適正化に関する 今後の取組について

---

令和7年10月  
**林野庁**

## 1. 取適（とりてき）法※1・振興法※2（令和8年1月1日施行）の内容に関する会員企業への周知

※1 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（法改正により「下請法」から名称変更）」の通称

※2 「受託中小企業振興法（法改正により「下請振興法」から名称変更）」の通称

## 2. 自主行動計画の策定、商慣習の見直し等の推進

## 3. 間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討

### 団体・事業者の方へのお願い

- 業界団体におかれでは、本メッセージを会員企業の皆様に周知・依頼いただくようお願いします。
- また、業界団体から周知・依頼を受けた個々の企業におかれでは、経営者・代表者、調達担当の幹部の方から、現場の調達担当の方々まで、本メッセージの趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願いします。

# 1. 取適法・振興法に関する周知

## ■ 取適法における名称変更（下請法⇒取適法）以外の主な改正事項

### ① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止

- 中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。



### ② 手形払等の禁止

- 支払い手段として、手形払を認めないこととする。
- 支払期日までに代金相当額（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについて認めないこととする。



公正取引委員会・中小企業庁資料  
「下請法・下請振興法改正法の概要」

### ③ 運送委託の対象取引への追加

- 規制対象となる取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加する。

### ④ 従業員基準の追加

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設する。

## ■ 施行日 令和8年1月1日

※令和8年1月1日以降に発注された取引から適用。それ以前に発注された取引は、現行の下請法が適用。

### 団体・事業者の皆様へのお願い

取適法及び振興法（令和8年1月1日施行）の内容について、関係者へ周知いただくとともに、取引適正化の観点から、施行前の自主的な対応をいただくようお願いします。

・取適法（改正下請法）の詳細はこちら

<https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf>



・振興法（改正下請振興法）の詳細はこちら

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinko/jyutaku.html>



# 1. 取適法・振興法に関する周知（取適法の概要）

## ■ 適用対象

### ① 適用取引

製造委託

修理委託

情報成果物  
作成委託

役務提供  
委託

特定運送  
委託

令和8年1月1日  
から適用

※例えば、「物品の販売等を行う事業者が他の事業者に対し、物品等の規格・品質・性能・形状などを指定して製造（加工を含む）を依頼すること」であり、この内容を満たす限り、請負であるか売買であるかといった契約上の形態は問わないことに留意が必要。

※製造委託の対象となる「物品」とは「有体物」をいい、建築事業者が建築物の部材に用いる木材の製造委託についても対象となる。

### ② 適用基準（製造委託の場合）

令和8年1月1日  
から適用

委託事業者

中小受託事業者

資本金区分

資本金3億円超

資本金3億円以下（個人を含む）

資本金1千万円超3億円以下

資本金1千万円以下（個人を含む）

従業員基準

従業員300人超

従業員300人以下（個人を含む）

※ 資本金区分又は従業員基準のどちらかに当てはまる場合には適用基準を満たす。

## ■ 義務

- 発注内容等を明示する義務
- 書類の作成・保存（2年）義務
- 支払期日（受領後60日以内）を定める義務
- 遅延利息（14.6%）の支払義務

## ■ 禁止行為

- 受領拒否
- 支払遅延（手形払い等の禁止を含む）
- 減額
- 返品
- 買いたたき
- 購入・利用強制
- 報復措置
- 有償支給原材料等の対価の早期決済
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し
- 協議に応じない一方的な代金決定

令和8年1月1日  
から適用

令和8年1月1日  
から適用

## 2. 自主行動計画の策定、価格転嫁を阻害する商慣習の見直し等の推進

### 適正取引（価格転嫁を阻害する商慣習の見直し等）の推進に向けて

- ・国において、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」を 2025年11月に策定予定。
- ・業界団体において、「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画を策定し、計画の遵守を推進。

#### ■ 自主行動計画の策定・遵守

国 サプライチェーン全体の取引の適正化等に向けたガイドラインを策定（2025年11月）

業界団体 ガイドラインを踏まえて自主行動計画を策定

「取引適正化」及び  
「付加価値向上」に向けた  
自主行動計画

#### 自主行動計画記載例

- ・取引企業間で十分な協議を行った上での合理的な価格決定
- ・コスト増加時における価格転嫁に向けた協議の場の設定、適切な価格転嫁
- ・代金の現金払い化、手形の廃止など支払い条件の改善 等

事業者 自主行動計画に定める「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた行動を遵守

各業種における業界団体が策定した自主行動計画はこちら

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/koudoukeikaku.html>



#### 団体・事業者の皆様へのお願い

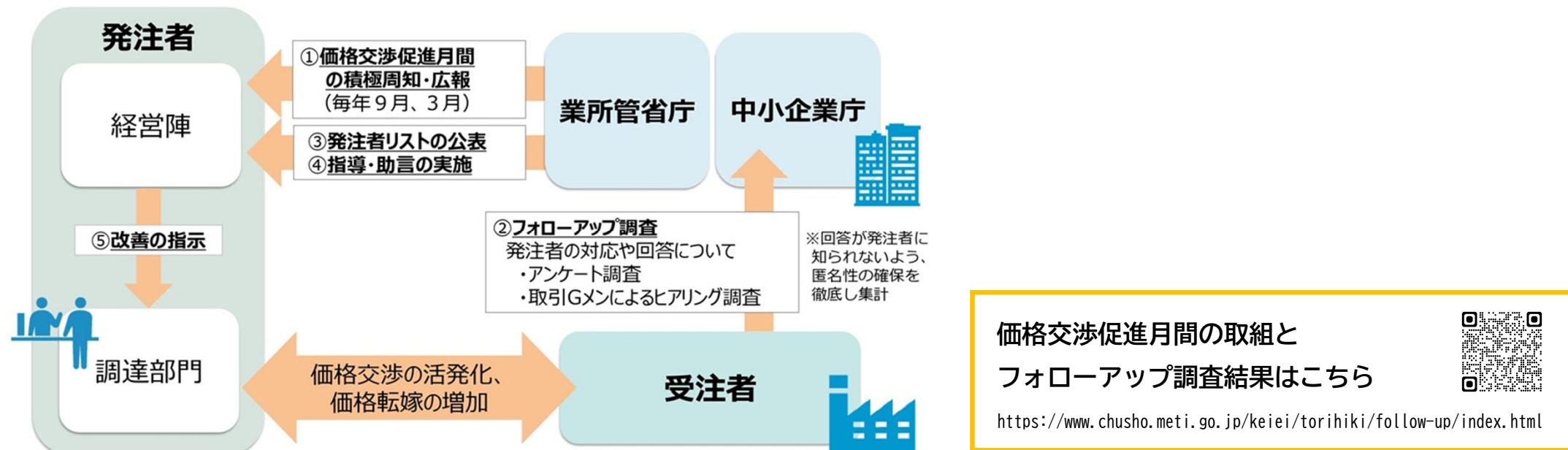
業界団体におかれましては、ガイドライン策定後、自主行動計画を策定いただくようお願いします。

また、事業者の皆様におかれましては、自主行動計画に定められた取引適正化等に向けた行動を遵守いただくようお願いします。

### 3. 間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討

- これまで、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえ、エネルギー価格や労務費の転嫁に向けた対応をお願いしてきたところ。
- 中小企業庁の調査により、「警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費が上昇しているが、価格交渉において価格転嫁が認めてもらえない」との声が多く寄せられていることが明らかとなった。
- こうした間接的な経費についても、取引実態等に照らして、価格転嫁・交渉の対象としていくことが重要。

【参考】中小企業庁における価格交渉促進月間の取組（毎年3、9月に実施）



#### 団体・事業者の皆様へのお願い

事業者の皆様におかれましては、警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費についても、価格転嫁・交渉の対象とすることについてご検討いただくようお願いします。